

第202300086807号
令和5年6月 日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部長 岡垣 敏生

鳥取県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定により、別紙のとおり、鳥取県資源管理方針を変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき諮問します。

(担当) 水産振興局漁業調整課 資源管理担当 野々村、電話 0857-26-7303、ファクシミリ 0857-26-8131

鳥取県資源管理方針の変更（ぶりほか計 18 種追加）について

- 鳥取県資源管理方針とは、本県における資源管理の基本的な考え方を示し、特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の漁獲可能量の配分の基準や資源管理の方向性等を規定したもの。
- ※特定水産資源：年間の漁獲可能量を定めることにより管理を行う魚種の総称
- 法第 124 条の規定により、漁業者は、特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、資源管理協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。
- 沿岸漁業者は、これまで、資源管理計画（自主規制）に基づき資源管理に取り組んで来たが、国は、現行の資源管理計画から資源管理協定への移行を令和 5 年度末に完了することとしており、漁業者も期日までに順次、移行する予定となっている。
- 資源管理協定の認定にあたっては、法第 125 条の規定により、鳥取県資源管理方針（県が作成し、国の承認後、公表）（以下、「県方針」と呼ぶ）に照らし、適当なものであることが必要であるため、認定が必要な資源について県方針に追加する変更の必要がある。
- このため、水産庁協議を終え、追加の目処がついた、ぶり、まだい、ひらめ、むしがれい、さわら、けんさきいか、きだい、きじはた、ちだい、しいら、めいたがれい類、かわはぎ類、しらす、とびうお類、そでいか、こういか、なまこ類、たこ類について、法第 14 条第 9 項の規定による変更を行うこととし、県方針（変更）と定めようとするもの。

1. 改正漁業法に基づく資源管理の体系

	名称	内容
国	資源管理基本方針	○ 国の基本方針に定められる TAC 魚種は漁獲量ベースで約 8 割を満たすために 20 魚種程度に増える予定。
県	鳥取県資源管理方針	○ 約 200 種の資源評価が進められ、評価に必要な知事許可漁業等の漁獲成績報告の国への提供が求められている。
漁業者	資源管理協定	○ 県方針では TAC 魚種については漁獲可能量の配分方法等も記載する。また、国の基本方針に定められない魚種についても独自に県で定め、協定の対象（つまり収入安定対策の対象）とすることが可能。
		○ 国の基本方針、県方針に基づき漁業者は資源管理の推進に効果的な協定を締結することで収入安定対策の要件となる。

※ 資源管理指針・資源管理計画体制は漁業法改正後も有効だが、令和 5 年度末までに資源管理方針・資源管理協定体制への移行が求められている。

2. 変更内容

別紙 2-5～2-22 ぶりほか計 18 種の追加

3. 今後の想定スケジュール（案）

7月5日 県方針の変更について、鳥取海区漁業調整委員会諮問・答申

7月中旬 県方針申請（部長決裁）

7月下旬 国承認（申請後 1 週間程度必要）

8月上旬 県方針変更後の県方針の公表（漁業調整課ホームページ、告示）

4. 県方針の具体的な変更内容

「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」第8条「個別の水産資源についての具体的な資源管理方針」では、法第11条第2項第2号の資源管理の目標（目標管理基準値及び限界管理基準値）を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の方向性は次のように示されている。

第1	水産資源 ○○○
第2	資源管理の方向性 今後5年間で単位漁獲努力量当たり漁獲量を10年前の水準に戻す。
第3	漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 ○○を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
第4	その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」（別記第1）第5条「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」第2項「特定水産資源以外の水産資源」および県方針第5条「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」第2項「特定水産資源以外の水産資源」では、法第11条第2項第2号の資源管理の目標（目標管理基準値及び限界管理基準値）を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとされており、今回、下表のように資源管理の方向性を定める予定。

【今回、県方針に追加する魚種の資源管理の方向性の一覧表】

	魚種	現状	資源管理の方向性	期限	参考
1	ぶり	親魚量13.2万トン	現状(令和3年)以上に維持	-	国資源評価
2	まだい日本海西部・東シナ海系群	親魚量12.1千トン	現状(令和3年)以上に維持	-	国資源評価
3	ひらめ日本海中西部・東シナ海系群	親魚量2.2千トン	現状(令和3年)以上に維持	-	国資源評価
4	むしがれい日本海南西部系群	親魚量1.5千トン	現状(令和3年)以上に維持	-	国資源評価
5	さわら日本海・東シナ海系群	資源量指標値1.23	現状(令和3年)以上に維持	-	国資源評価
6	けんさきいか日本海・東シナ海系群	低位5.6千トン	現状(令和3年)以上に維持	令和10年	国資源評価
7	きだい日本海・東シナ海系群	中位1.6	中位(1.3~2.5)以上に回復	令和10年	国資源評価
8	きじはた日本海	高位8.2トン	高位(8.2トン以上)に維持	令和10年	県漁獲評価
9	ちだい日本海北・中部	高位64.5トン	高位(61.1トン以上)に維持	令和10年	県漁獲評価
10	しいら日本海	低位6.4トン	現状(令和4年)以上に維持	令和10年	県漁獲評価
11	めいたがれい類鳥取県周辺海域	低位3.2トン	現状(令和4年)以上に維持	令和10年	県漁獲評価
12	かわはぎ類鳥取県周辺海域	低位28.0トン	現状(令和4年)以上に維持	令和10年	県漁獲評価
13	しらす鳥取県周辺海域 (鳥取県海域で漁獲されるまいゆし、かたくちゆし、うるめいゆしのしらすのことをいう。)	低位13.9トン	現状(令和4年)以上に維持	令和10年	県漁獲評価
14	とびうお類鳥取県周辺海域	低位84.0トン	中位(101.4~202.9トン)以上に回復	令和10年	県漁獲評価
15	そでいか鳥取県周辺海域	低位27.0トン	現状(令和4年)以上に維持	令和10年	県漁獲評価
16	こういか鳥取県周辺海域	低位9.3トン	中位(10.6~21.2トン)以上に回復	令和10年	県漁獲評価
17	なまこ類鳥取県周辺海域	中位24.2トン	中位(16.7~33.4トン)以上に回復	令和10年	県漁獲評価
18	たこ類鳥取県周辺海域	中位9.3トン	中位(8.2~16.4トン)以上に回復	令和10年	県漁獲評価

※1~5：TAC 候補、6~18：非 TAC 候補

※親魚量は、ぶり：2歳の50%と3歳以上、まだい：3歳の50%と4歳以上、ひらめ：2歳の50%と3歳以上、むしがれい：2歳の40%と3歳以上

※期間は、協定への移行が令和5年度末までであることや、協定の有効期間は最大5年間であるため、令和5年に協定へ移行した場合を想定して令和10年までとする。

※資源管理の方向性を達成出来なかったからと言って、罰則はないが、県方針に基づき締結した協定は、協定有効期間の2分の1を経過した時及び終了時に、協定の取組の効果の検証が必要。

(別紙 1 - 4)

省略

(別紙 2 - 5)

第 1 水産資源

ぶり

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状 (13.2 万トン) 以上に維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

<参考>ぶりの親魚量・加入量の推移

2021 年 (令和 3 年) の親魚量は 13.2 万 t

※ぶりは、TAC 候補魚種であり、令和 3 年度に MSY ベースの資源評価に移行。MSY (最大持続生産量) を実現する値に対する現状の親魚量及び漁獲圧の状況を表記



出典：2023 年 1 月 17 日公開「国資源評価・ぶり簡易版」

(別紙 2 - 6)

第1 水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状 (12.1 千トン) 以上に維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

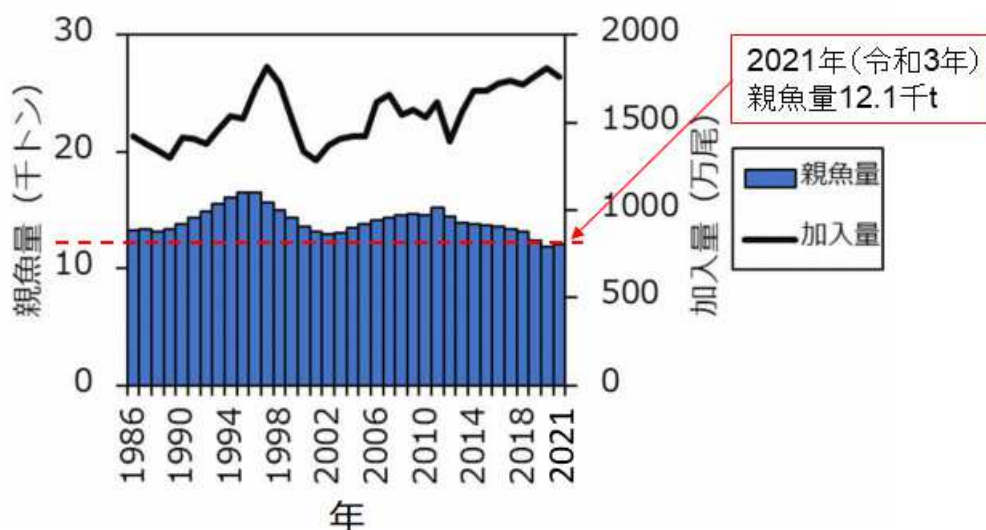
特になし。

<参考>まだい日本海西部・東シナ海系群の親魚量・加入量の推移

2021 年 (令和 3 年) の親魚量は 12 千 t

※まだいは、TAC 候補魚種であり、令和 3 年度に MSY ベースの資源評価に移行。MSY (最大持続生産量) を実現する値に対する現状の親魚量及び漁獲圧の状況を表記

まだい日本海西部・東シナ海系群の親魚量・加入量の推移



出典：2022 年 10 月 25 日公開「国資源評価・まだい日本海西部・東シナ海系群簡易版」

(別紙 2 - 7)

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状 (2.2 千トン) 以上に維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

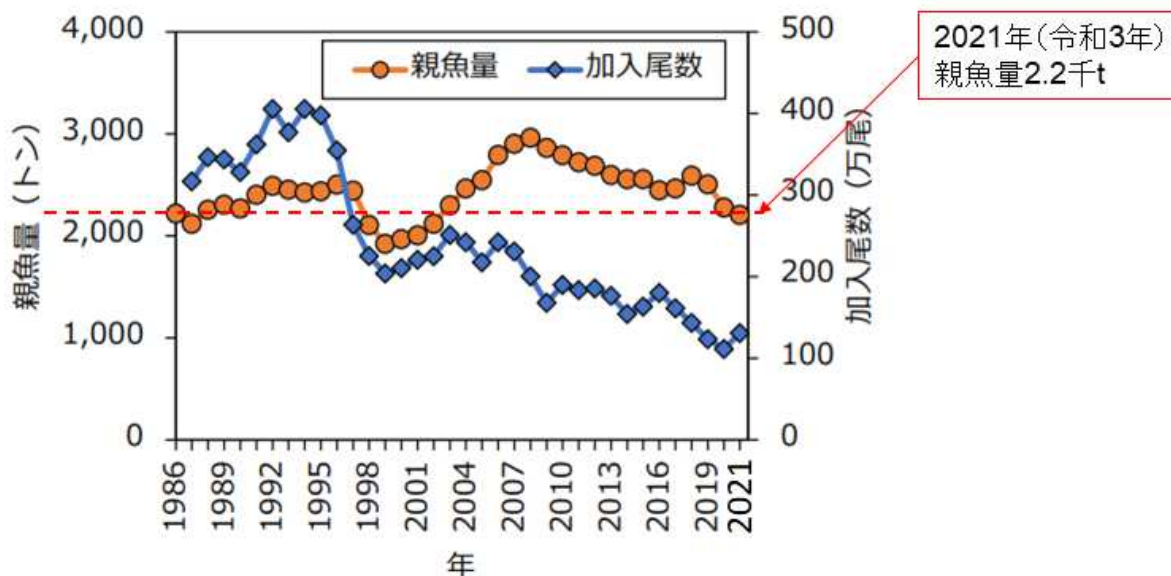
特になし。

<参考>ひらめ日本海中西部・東シナ海系群の親魚量・加入量の推移

2021 年 (令和 3 年) 親魚量は 2.2 千 t

※ひらめは、TAC 候補魚種であり、令和 3 年度に MSY ベースの資源評価に移行。MSY (最大持続生産量) を実現する値に対する現状の親魚量及び漁獲圧の状況を表記

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群の親魚量・加入量の推移



出典：2022 年 12 月 23 日公開「国資源評価・ひらめ日本海中西部・東シナ海系群簡易版」

(別紙 2 - 8)

第1 水産資源

むしがれい日本海南西部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状 (1.5 千トン) 以上に維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

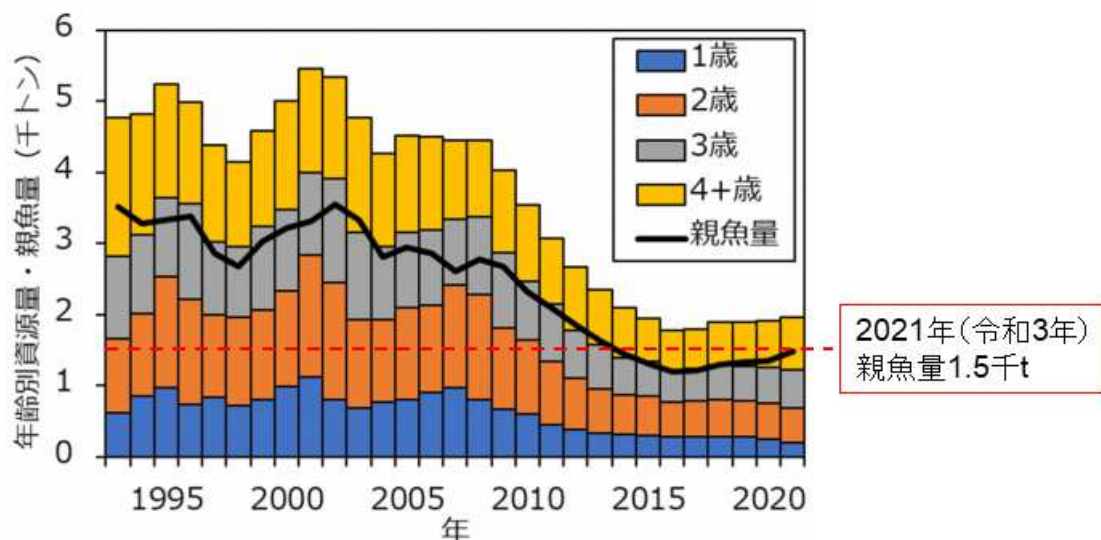
特になし。

<参考>むしがれい日本海南西部系群の親魚量・年齢別資源量の推移

2021 年 (令和 3 年) 親魚量は 1.5 千 t

※むしがれいは、TAC 候補魚種であり、令和 3 年度に MSY ベースの資源評価に移行。MSY (最大持続生産量) を実現する値に対する現状の親魚量及び漁獲圧の状況を表記

むしがれい日本海南西部系群の親魚量・加入量の推移



出典：2022 年 10 月 25 日公開「国資源評価・むしがれい日本海南西部系群簡易版」

(別紙 2 - 9)

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を現状 (1.23) 以上に維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

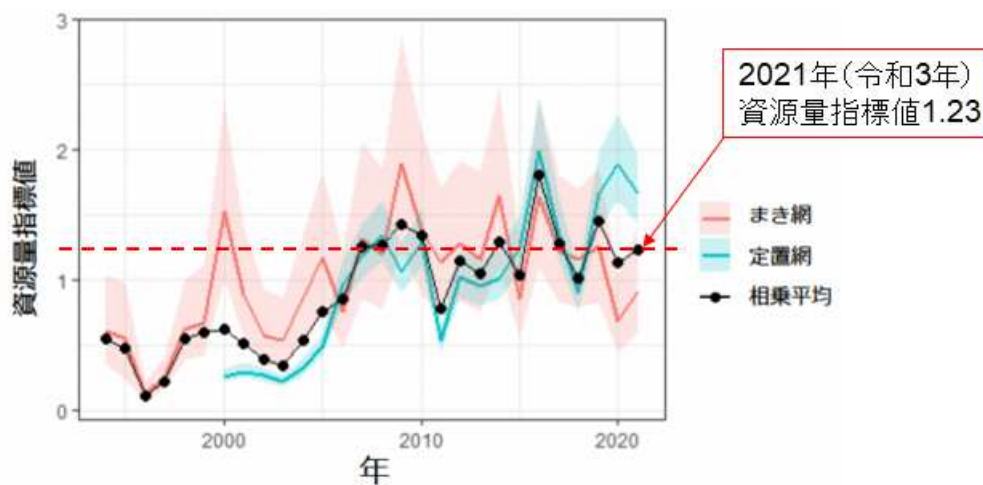
特になし。

<参考>さわら日本海・東シナ海系群の資源量指標値の推移

2021 年 (令和 3 年) 資源量指標値は 1.23

※さわらは、TAC 候補魚種であるが、生態学的な情報 (親子関係) がよく分かっていないため、MSY ベースの資源評価に移行していない。資源量指標値で資源量水準の状況を表記

さわら日本海・東シナ海系群の資源量指標値の推移



出典：2022 年 12 月 23 日公開「国資源評価・さわら日本海・東シナ海系群簡易版」

(別紙2-10)

第1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年まで、令和3年の水準(5.6千トン)以上に維持することを目指す。

なお、MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

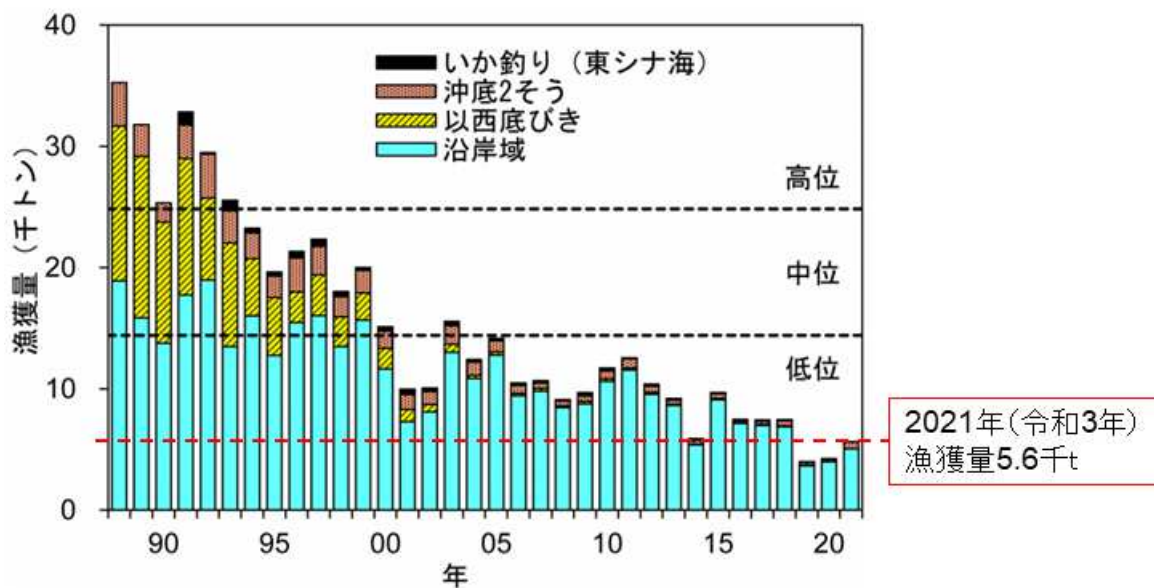
特になし。

<参考>けんさきいか日本海・東シナ海系群の漁獲量の推移

2021年(令和3年)漁獲量は5.6千t

※けんさきいかは、TAC候補魚種ではない。国資源評価では、漁獲量により、資源水準を判断。

けんさきいか日本海・東シナ海系群の漁獲量の推移



出典:「国資源評価・けんさきいか日本海・東シナ海系群 令和4年度資源評価結果」

(別紙2-11)

第1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年までに、中位(1.3~2.5)以上に回復することを目指す。

なお、MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

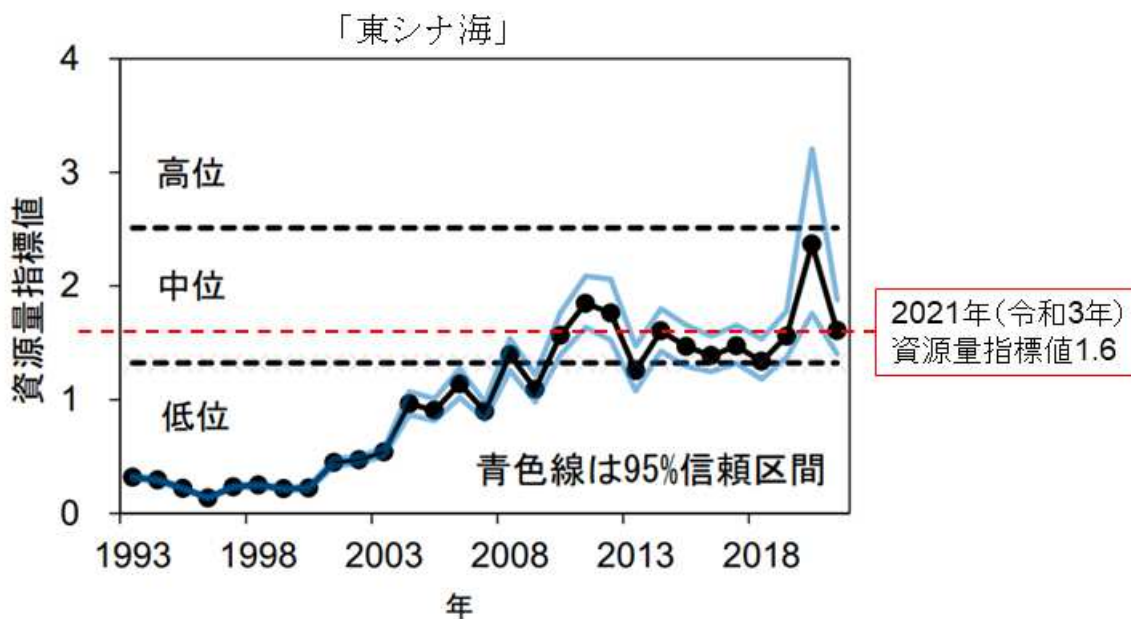
特になし。

<参考>きだい日本海・東シナ海系群の資源量指標値の推移

2021年(令和3年)資源量指標値は1.6

※きだいは、TAC候補魚種ではない。国資源評価では、資源量指標値により、資源水準を判断。

きだい日本海・東シナ海系群の資源量指標値の推移



出典：「国資源評価・きだい日本海・東シナ海系群 令和4年度資源評価結果」

(別紙 2 - 1 2)

第1 水産資源

きじはた日本海

第2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、高位(8.2トン)以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

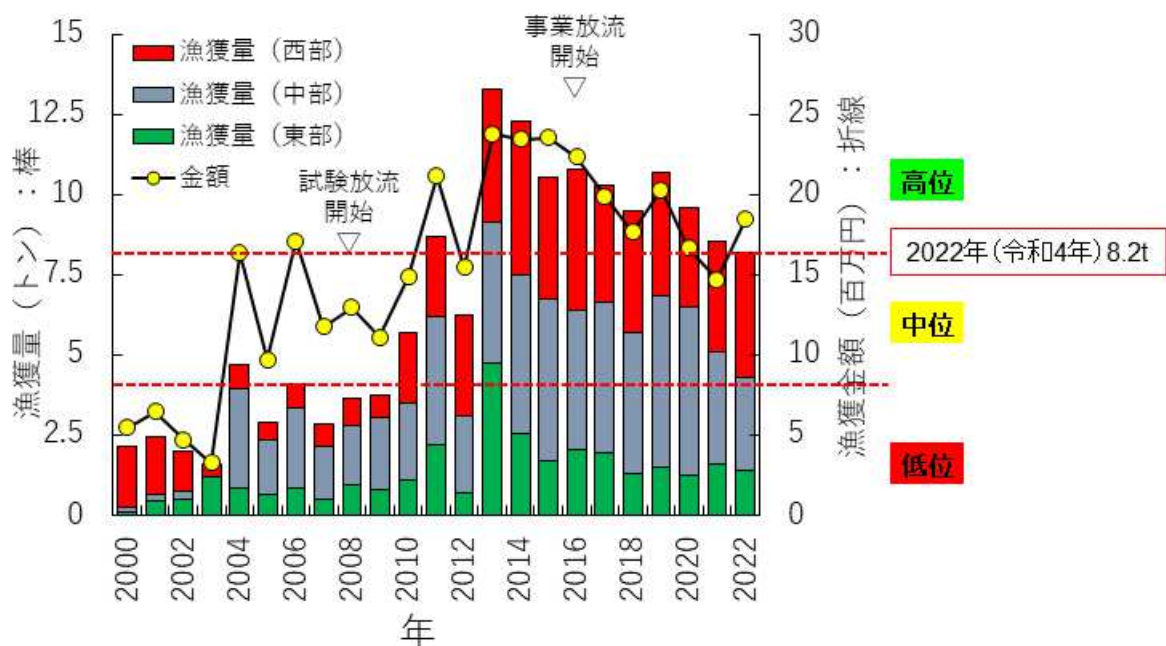
特になし。

<参考>きじはた日本海の鳥取県における漁獲量の推移

2022年(令和4年)漁獲量は8.2t、漁獲量の動向において判断される資源水準は「高位」

※きじはたは、TAC候補魚種ではない。国資源評価調査状況報告書があるが、資源水準は示されていないため、鳥取県の漁獲量により、資源水準を判断。

きじはた日本海の鳥取県における漁獲量・漁獲金額の推移



出典:「鳥取県 令和4年度海洋環境・水産資源レポート」(きじはた)

(別紙 2 - 1 3)

第1 水産資源

ちだい日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、高位(61.1トン)以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

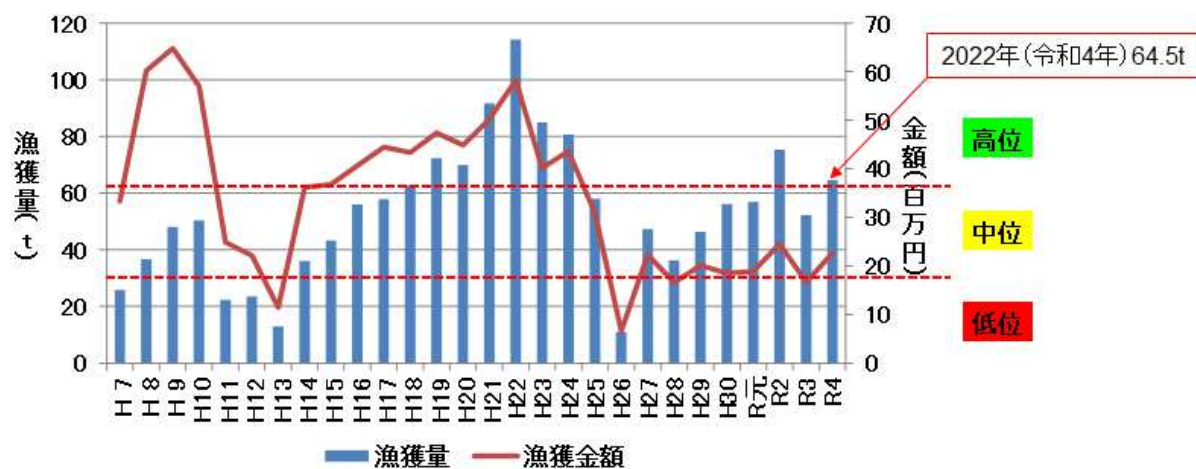
特になし。

<参考>ちだい日本海北・中部の鳥取県におけるちだいの漁獲量・漁獲金額の推移

2022年(令和4年)漁獲量は64.5t、漁獲量の動向において判断される資源水準は「高位」

※ちだいは、TAC候補魚種ではない。国資源評価調査状況報告書があるが、資源水準は示されていないため、鳥取県の漁獲量により、資源水準を判断。

ちだい日本海北・中部の鳥取県における漁獲量・漁獲金額の推移



出典：「鳥取県栽培漁業センター ちだい漁獲DB」

(別紙2-14)

第1 水産資源

しいら日本海

第2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、令和4年の水準(6.4トン)以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

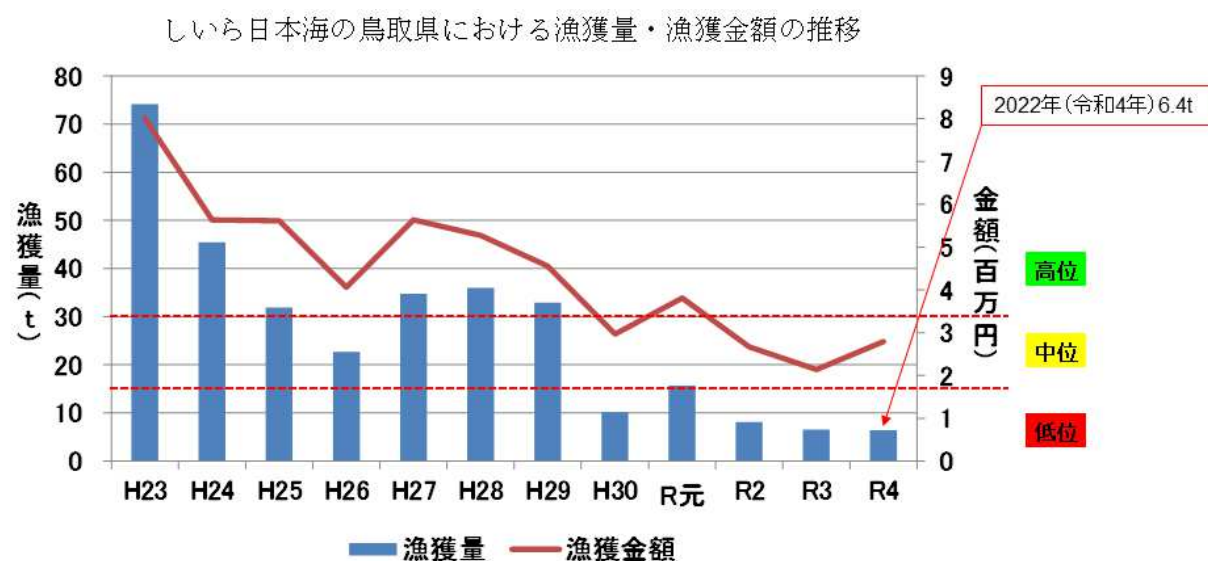
第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

<参考>しいら日本海の鳥取県における漁獲量・漁獲金額の推移

2022年(令和4年)漁獲量は6.4t、漁獲量の動向において判断される資源水準は「低位」

※しいらは、TAC候補魚種ではない。国資源評価調査状況報告書があるが、資源水準は示されていないため、鳥取県の漁獲量により、資源水準を判断。



出典：「鳥取県栽培漁業センター しいら漁獲DB」

(別紙 2 - 1 5)

第 1 水産資源

めいたがれい類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準 (3.2 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

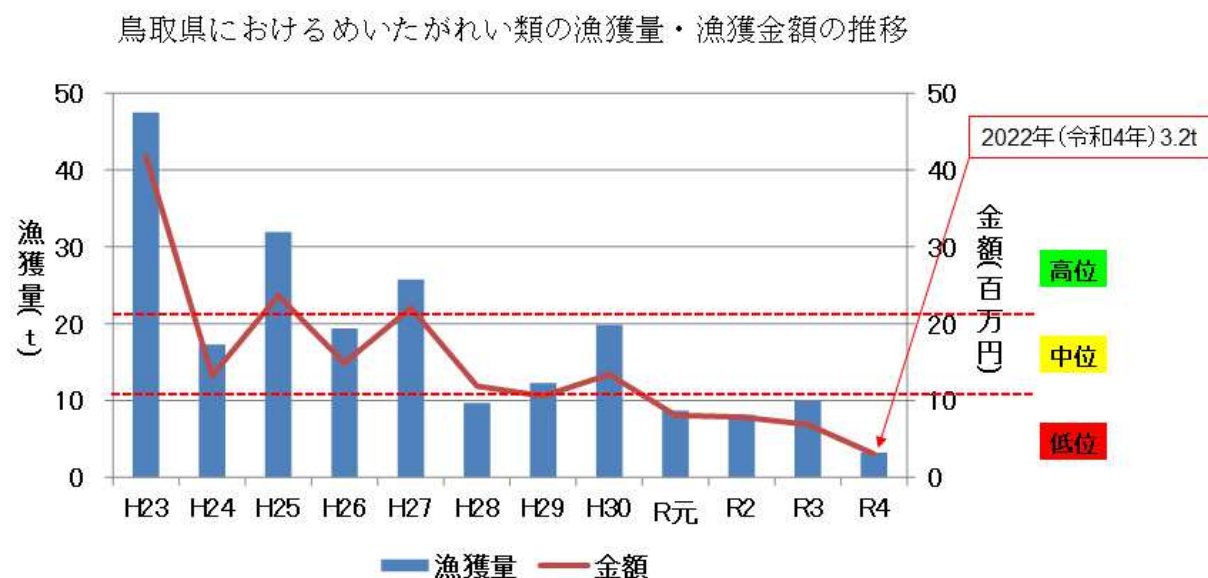
第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

<参考>鳥取県におけるめいたがれい類の漁獲量・漁獲金額の推移

2022 年 (令和 4 年) 漁獲量は 3.2t、漁獲量の動向において判断される資源水準は「低位」

※めいたがれい類は、TAC 候補魚種ではない。国資源評価および国資源評価調査状況報告書がないため、鳥取県の漁獲量により、資源水準を判断。



出典：「鳥取県栽培漁業センター めいた漁獲 DB」

(別紙 2 - 1 6)

第 1 水産資源

かわはぎ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準 (28.0 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

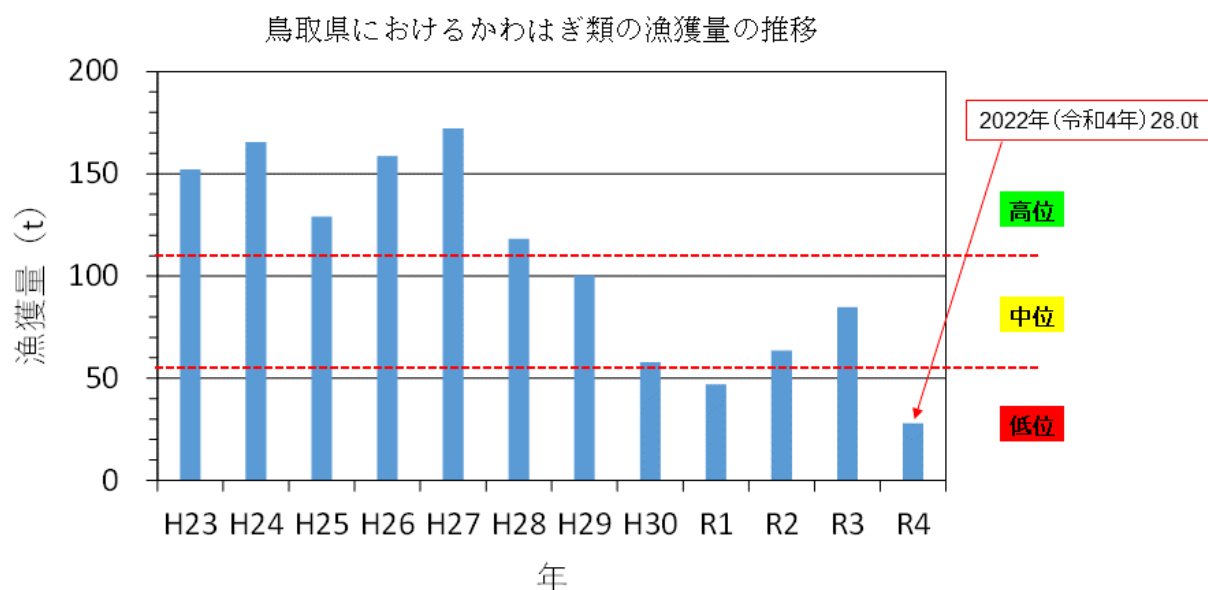
第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

<参考>鳥取県におけるかわはぎ類の漁獲量の推移

2022 年 (令和 4 年) 漁獲量は 28.0t、漁獲量の動向において判断される資源水準は「中位」

※かわはぎ類は、TAC 候補魚種ではない。国資源評価および国資源評価調査状況報告書がないため、鳥取県の漁獲量により、資源水準を判断。



出典：「鳥取県水産試験場 2011～2022 うまづらはぎ (かわはぎ類) 日別漁法別漁獲量」

(別紙 2 - 1 7)

第 1 水産資源

しらす鳥取県周辺海域（鳥取県海域で漁獲されるまいわし、かたくちいわし、うるめいわしのしらすのことをいう。）

第 2 資源管理の方向性

漁獲動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準（13.9 トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

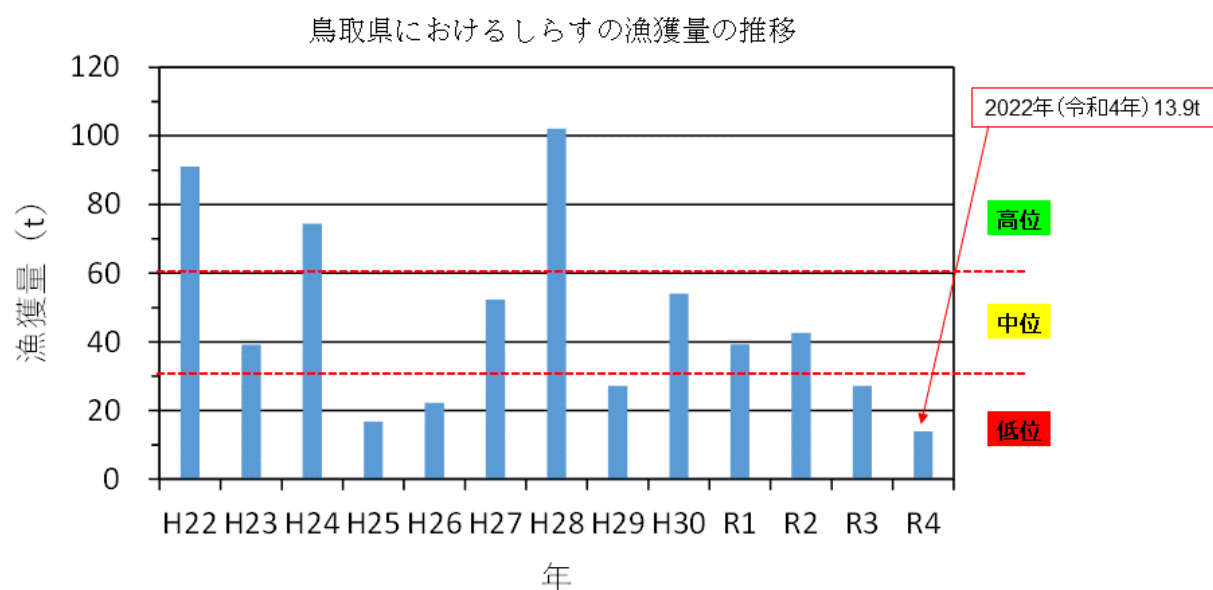
第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

<参考>鳥取県におけるしらすの漁獲量の推移

2022 年（令和 4 年）漁獲量は 13.9t、漁獲量の動向において判断される資源水準は「低位」

※しらすは、TAC 候補魚種ではないが、かたくちいわしは TAC 候補魚種。しらすは、国資源評価および国資源評価調査状況報告書がないため、鳥取県の漁獲量により、資源水準を判断。



出典：「鳥取県水産試験場 しらす水揚量」

(別紙2-18)

第1 水産資源

とびうお類鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位(101.4~202.9トン)以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

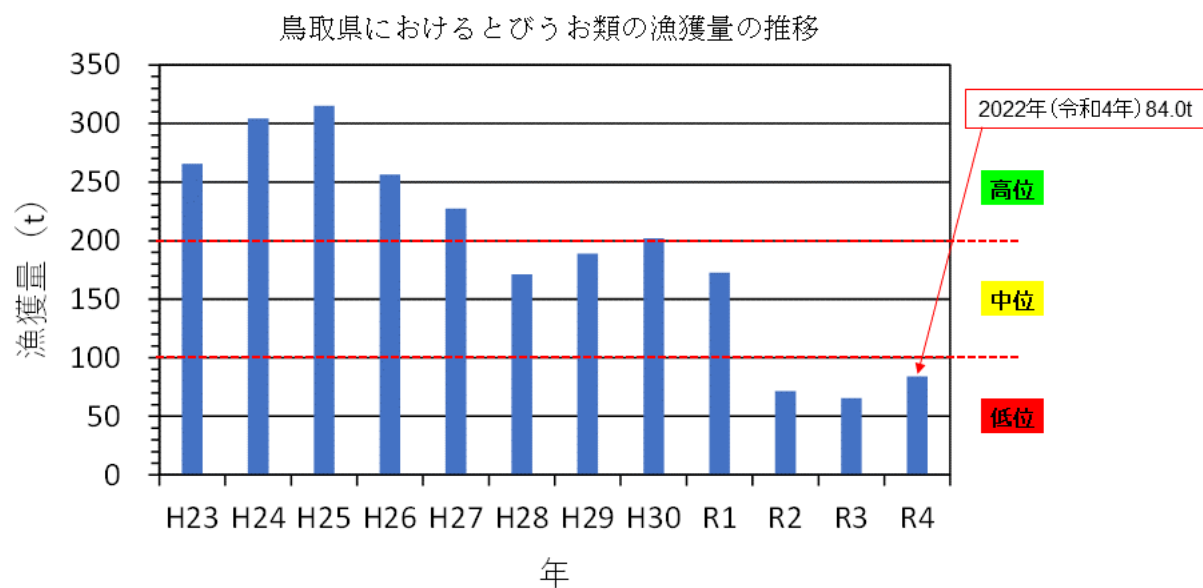
第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

<参考>鳥取県におけるとびうお類の漁獲量の推移

2022年(令和4年)漁獲量は84.0t、漁獲量の動向において判断される資源水準は「低位」

※とびうお類は、TAC候補魚種ではない。とびうお類は、国資源評価および国資源評価調査状況報告書がないため、鳥取県の漁獲量により、資源水準を判断。



出典:「鳥取県水産試験場 2011~2022 とびうお類(ほそとびうお・つくしとびうお)日別漁法別漁獲量」

(別紙 2 - 1 9)

第 1 水産資源

そでいか鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準 (27.0 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

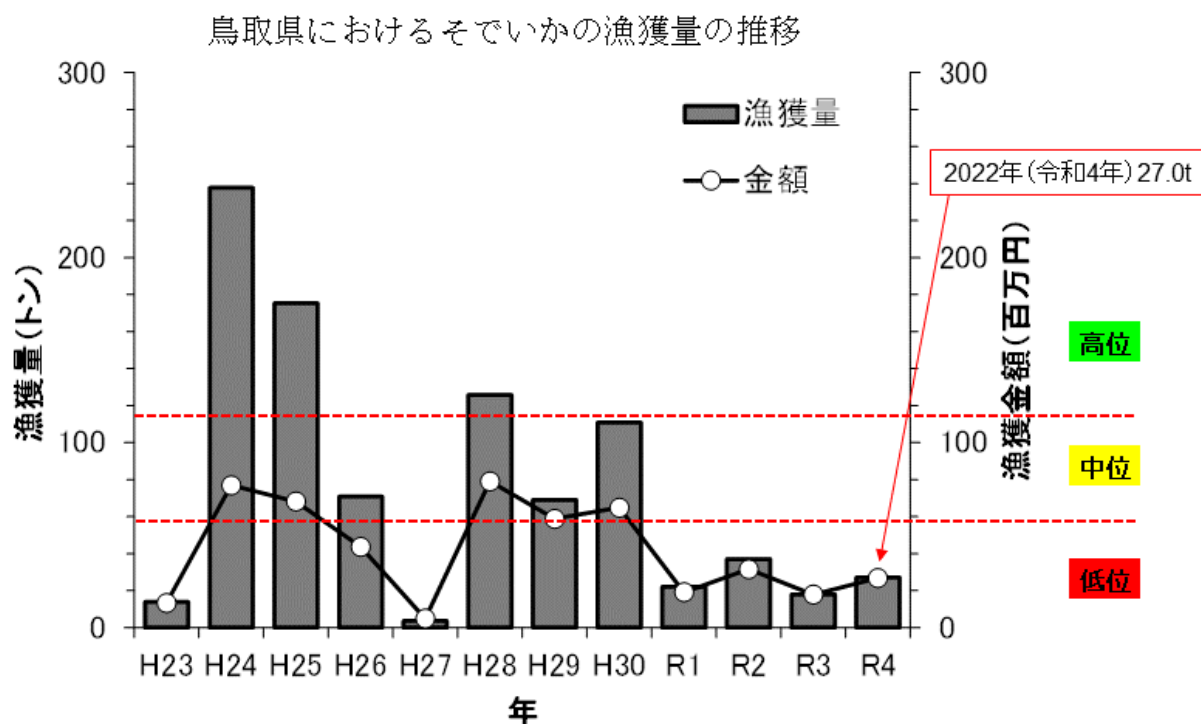
第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

<参考>鳥取県におけるそでいかの漁獲量・漁獲金額の推移

2022 年 (令和 4 年) 漁獲量は 27.0t、漁獲量の動向において判断される資源水準は「低位」

※そでいかは、TAC 候補魚種ではない。そでいかは、国資源評価および国資源評価調査状況報告書がないため、鳥取県の漁獲量により、資源水準を判断。



出典：「鳥取県 令和 4 年度海洋環境・水産資源レポート」(そでいか H23 年以降)

(別紙2-20)

第1 水産資源

こういか鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位(10.6~21.2トン)以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

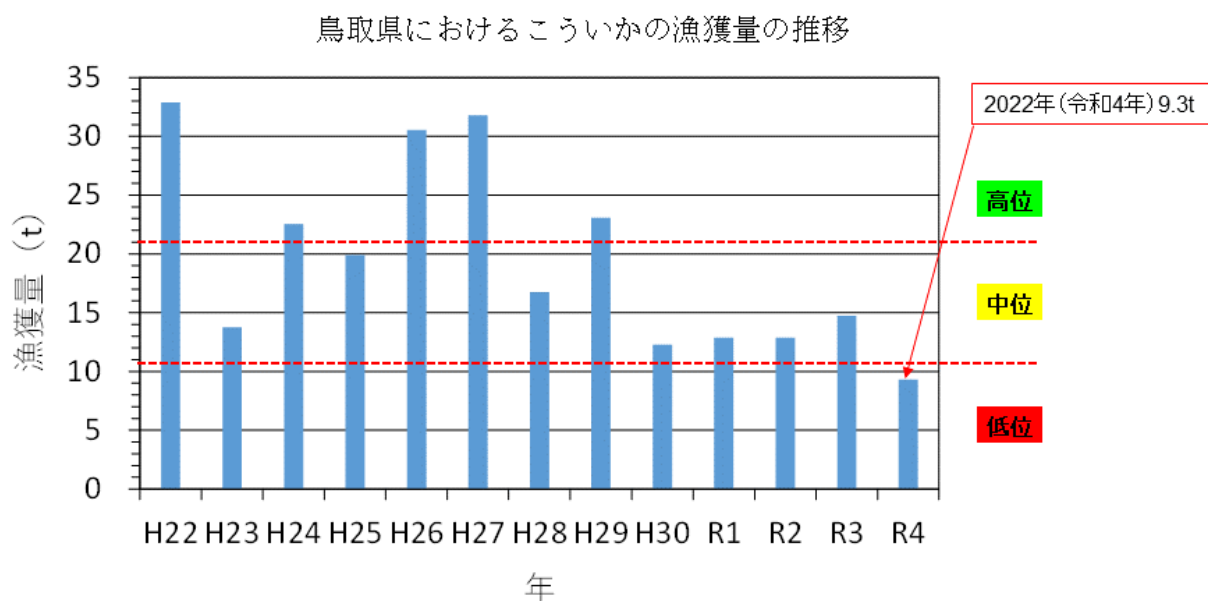
第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

<参考>鳥取県におけるこういかの漁獲量の推移

2022年(令和4年)漁獲量は9.3t、漁獲量の動向において判断される資源水準は「低位」

※こういかは、TAC候補魚種ではない。こういかは、国資源評価および国資源評価調査状況報告書がないため、鳥取県の漁獲量により、資源水準を判断。



出典：「鳥取県漁獲情報提供システム(県統一コードベース engan2)」(こういか)

(別紙 2 - 2 1)

第 1 水産資源

なまこ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (16.7~33.4 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

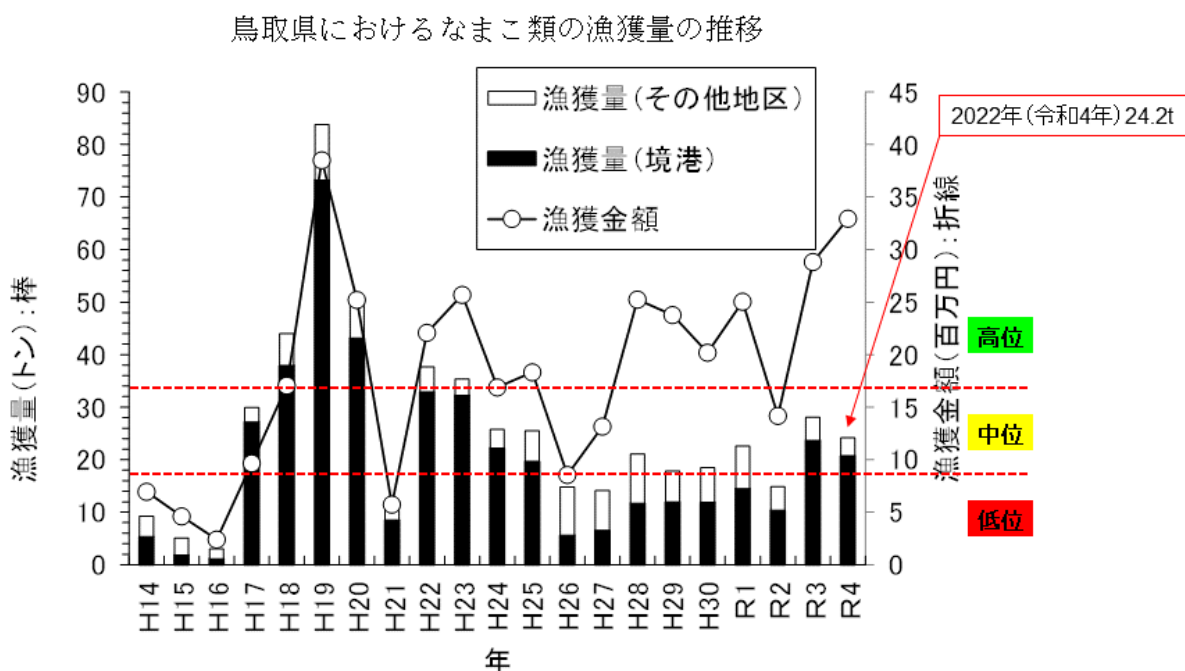
第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

<参考>鳥取県におけるなまこ類の漁獲量・漁獲金額の推移

2022 年 (令和 4 年) 漁獲量は 24.2t、漁獲量の動向において判断される資源水準は「中位」

※なまこ類は、TAC 候補魚種ではない。なまこ類は、国資源評価および国資源評価調査状況報告書がないため、鳥取県の漁獲量により、資源水準を判断。



出典：「鳥取県 令和 4 年度海洋環境・水産資源レポート」(なまこ類)

(別紙 2 - 2 2)

第1 水産資源

たこ類鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位(8.2~16.4トン)以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

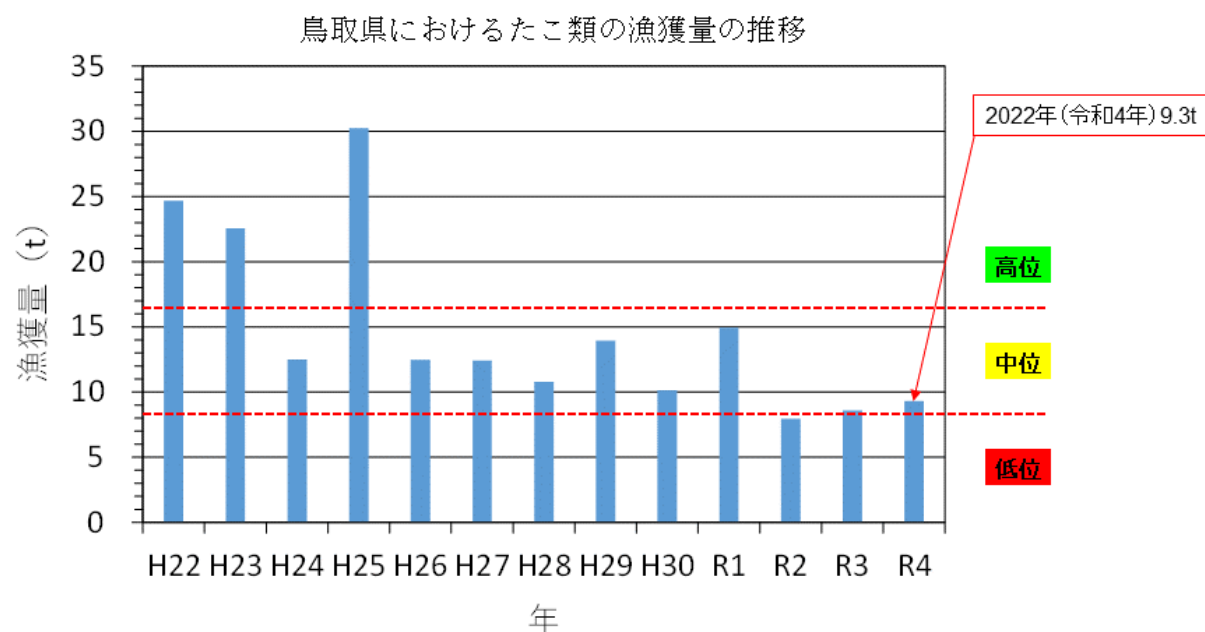
第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

<参考>鳥取県におけるたこ類の漁獲量の推移

2022年(令和4年)漁獲量は9.3t、漁獲量の動向において判断される資源水準は「中位」

※たこ類は、TAC候補魚種ではない。たこ類は、国資源評価および国資源評価調査状況報告書がないため、鳥取県の漁獲量により、資源水準を判断。



出典：「鳥取県漁獲情報提供システム(県統一コードベース engan2)」(たこ類)

鳥取県資源管理方針 新旧対照表

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前
<p>第1～第7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ(小型魚)」から「別紙1-5 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2-1 あわび類」から「<u>別紙2-2 たこ類</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1～別紙1-5) 略 (別紙2-1～別紙2-4) 略</p> <p><u>(別紙2-5)</u></p> <p><u>第1 水産資源</u> <u>ぶり</u></p> <p><u>第2 資源管理の方向性</u> <u>国が行う資源評価における親魚量を現状(13.2万トン)以上に維持する。</u> <u>なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</u></p> <p><u>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u></p> <p><u>第4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>特になし。</u></p> <p><u>(別紙2-6)</u></p> <p><u>第1 水産資源</u> <u>まだい日本海西部・東シナ海系群</u></p> <p><u>第2 資源管理の方向性</u> <u>国が行う資源評価における親魚量を現状(12.1</u></p>	<p>第1～第7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ(小型魚)」から「別紙1-5 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2-1 あわび類」から「<u>別紙2-4 いわがき</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1～別紙1-5) 略 (別紙2-1～別紙2-4) 略</p>

千トン) 以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-7)

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状(2.2千トン)以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-8)

第1 水産資源

むしがれい日本海南西部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状(1.5千トン)以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-9)

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を現状(1.23)以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-10)

第1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年まで、令和3年の水準(5.6千トン)以上に維持することを目指す。

なお、MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-11)

第1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和10年までに、中位(1.3~2.5)以上に回復することを旨とする。

なお、MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-12)

第1 水産資源

きじはた日本海

第2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、高位(8.2トン以上)に維持することを旨とする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-13)

第1 水産資源

ちだい日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、高位(61.1トン以上)に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-14)

第1 水産資源

しいら日本海

第2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、令和4年の水準(6.4トン)以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第

124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 其他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-15)

第1 水産資源

めいたがれい類鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、令和4年の水準(3.2トン)以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 其他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-16)

第1 水産資源

かわはぎ類鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、令和4年の水準(28.0トン)以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者

自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-17)

第1 水産資源

しらす鳥取県周辺海域（鳥取県海域で漁獲されるまいわし、かたくちいわし、うるめいわしのしらすのことをいう。）

第2 資源管理の方向性

漁獲動向において判断される資源水準を令和10年まで、令和4年の水準（13.9トン）以上に維持することを旨とする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-18)

第1 水産資源

とびうお類鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位（101.4～202.9トン）以上に回復することを旨とする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者

自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-19)

第1 水産資源

そでいか鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年まで、令和4年の水準(27.0トン)以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-20)

第1 水産資源

こういか鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位(10.6~21.2トン)以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 其他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙2-21)

第1 水産資源

なまこ類鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位(16.7~33.4トン)以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 其他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙2-22)

第1 水産資源

たこ類鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位(8.2~16.4トン)以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第4 其他資源管理に関する重要事項

特になし。

--	--

2 変更年月日
令和 年 月 日

鳥取県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県沿岸の海岸線は133kmで、起伏の少ない構造をしており、東部には岩礁海岸、中西部には転石帯、西部には外洋性内湾の美保湾を有し、その約65%が鳥取砂丘に代表される砂浜海岸で構成されている。海流については対馬暖流の沿岸流が卓越し、沖合に形成される島根沖冷水及び山陰若狭沖冷水の消長により、水産資源の稚仔の輸送や回遊魚の来遊が左右されることから、漁場形成が不安定な傾向がある。

このような環境の中で、沖合漁業は大臣許可漁業である大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、日本海べにずわいがに漁業等が営まれ、沿岸漁業では刺網漁業、小型いかつり漁業、小型底びき網漁業、小型定置網漁業等の知事許可漁業、曳き縄釣り漁業、一本釣り漁業、あかいか樽ながし漁業などの自由漁業、アワビ、サザエ、イワガキ、海藻等を対象とした漁業権に基づく採貝・採藻漁業等が営まれている。

本県における漁業生産量及び生産金額（属人）はそれぞれ83,104トン、22,671百万円（平成30年漁業養殖業生産統計年報）となり、全国的には12位（漁業生産量）に位置している。また、2018年漁業センサスによると漁業就業者数は1,125人であり、2013年の同調査と比較すると195人（約15%）減少しているが、定置網漁獲物の直売イベント等の各浜の賑わいに繋がる活動が行われる等、地域において漁業は重要な産業である。

また、他の産業との関係では、ずわいがにを始めとした水産物は、観光業においても極めて重要な役割を果たしており、「蟹取県」と銘打った観光キャンペーンなどが展開されるなど、水産業は本県の極めて重要な産業であり、今後も水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用とし、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に則して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定

の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効果的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び本資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 鳥取県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」

から「別紙 1－5 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙 2－1 あわび類」から「別紙 2－2 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業 (鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示55号 1 (2) に掲げる漁業をいう。)、定置漁業 (鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。) 及び小型定置網漁業 (鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則 (令和 2 年鳥取県規則第54号) 第 5 条第 1 項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで (知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした場合 (漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると知事が認める場合を除く。)) にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から 3 日以内 (鳥取県の休日 を定める条例 (平成元年鳥取県条例第 5 号) 第 1 号第 1 項に規定する休日 (以下「行政機関の休日」という。)) は算入しない。)) とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業をいう。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない））とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された全量から、本県の留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除いた数量とする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能量が変更となった場合については、鳥取県くろまぐる漁業の漁獲可能量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと知事が認める場合を除く。))にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内(鳥取県の休日定める条例(平成元年3月24日鳥取県条例第5号)第1号第1項に規定する休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。))とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと知事が認める場合を除く。))にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない)とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、下表のとおりとする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し又は都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県定置網漁業に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

区分	漁獲可能量の配分
鳥取県定置網漁業	本県に配分された全量（県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。）とする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
特になし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まあじ漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県まあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月
中型まき網漁業（きんちやく網）	許可数1隻
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県するめいか漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一本釣り漁業（自由漁業）について、1隻当たりの自動いかつり機の搭載数8台（ドラム数16個）とする。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（以下「まさば及びごまさば」という。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まさば及びごまさば漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県まさば及びごまさば漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月
中型まき網漁業（きんちやく網）	許可数1隻
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月

(別紙 2 - 1)

第 1 水産資源

あわび類 (くろあわび、めがいあわび) 鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位 (4.2~8.4トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 2)

第 1 水産資源

さざえ鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (94.4~188.8 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 3)

第 1 水産資源

ばい鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (25.3~50.6 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 4)

第 1 水産資源

いわがき鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (61.0~122.0 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 5)

第 1 水産資源

ぶり

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状 (13.2 万トン) 以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 6)

第 1 水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状 (12.1 千トン) 以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 7)

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状 (2.2 千トン) 以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 8)

第 1 水産資源

むしがれい日本海南西部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状 (1.5 千トン) 以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 9)

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を現状 (1.23) 以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 1 0)

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 3 年の水準 (5.6 千トン) 以上に維持することを目指す。

なお、MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 1 1)

第 1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (1.3~2.5) 以上に回復することを目指す。

なお、MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 1 2)

第 1 水産資源

きじはた日本海

第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、高位 (8.2 トン以上) に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 1 3)

第 1 水産資源

ちだい日本海北・中部

第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、高位 (61.1 トン以上) に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 1 4)

第 1 水産資源

しいら日本海

第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準(6.4 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 1 5)

第 1 水産資源

めいたがれい類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準 (3.2 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 1 6)

第 1 水産資源

かわはぎ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準 (28.0 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 1 7)

第 1 水産資源

しらす鳥取県周辺海域（鳥取県海域で漁獲されるまいわし、かたくちいわし、うるめいわしのしらすのことをいう。）

第 2 資源管理の方向性

漁獲動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準（13.9 トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 1 8)

第 1 水産資源

とびうお類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (101.4~202.9 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 1 9)

第 1 水産資源

そでいか鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準 (27.0 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 20)

第 1 水産資源

こういか鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (10.6~21.2 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 2 1)

第 1 水産資源

なまこ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (16.7~33.4 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 2 2)

第 1 水産資源

たこ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (8.2~16.4 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

変年月日

令和5年 月 日